

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



舞浜駅（浦安市）

photo by T.Funatogawa

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 金融懇談会開催等
- 特集 p 4 消費税法改正に伴う税務相談始まる
- 組合Q&A p 6 理事会の性格と権限
- エッセイ p 8 コンサルの目「スポーツいろいろ経済学」
- 施策 p 10 商工中金の融資制度
- ご案内 p 12 売掛債権担保融資保証制度
- 事務局訪問 p 13 千葉食鶏処理加工（協）
- 景況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 高年齢者継続雇用制度、千葉元気印企業大賞募集

2004

10

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>



金融懇談会

金融懇談会開催

中央会は九月八日、商工組合中央金庫千葉支店会議室において「平成十六年度第一回金融懇談会」を開催した。

当日は本会と商工中金千葉、松戸両支店から三十名が出席し、①本年度の組合設立状況、②最近の金融経済情勢等について双方より説明があり、その後組合をはじめ連携組織の環境について意見交換した。(商工中金の融資制度等については十九十二点参照。)

「組合」と「商業・サービス業関係組合」の二つの部会で開催され、それぞれ意見発表と情報交換の懇談があり、その後合同の交流会が行われた。

はじめに「組合の基盤強化と事務局のあり方」について工業・建設業部会では、千葉鉄工業団地(協)の長沢専務理事と千葉県解体工事業(協)の西脇事務局長が、商業・サービス業部会では千葉県自動車車体整備(協)の鈴木専務理事と(協)シーソフトウェアの古賀事務局長が意見発表した。

それをうけて、工業・建設業部会では中小企業診断士の下村洋太郎氏、商業・サービス業部会では中小企業診断士の島田研二氏が座長になって意見及び情報交換した。

その後、本会の障害者雇用支援相談員による「障害者雇用援助事業」の概要についての説明があつた。

組合事務局責任者懇談会開催

消費税転嫁円滑化対応説明会開催

本会は九月十七日千葉市内において、組合等活性化懇談会(事務局責任者)を開催した。

懇談会は「工業・建設業関係組合」と「商業・サービス業関係組合」の二つの部会で開催され、それぞれ意見発表と情報交換の懇談があり、その後合同の交流会が行われた。

本誌でもこれまで何回かご紹介しておりますが、平成十五年四月一日に消費税法が改正され、事業者免税率制度や簡易課税制度の中小企業者特例等の見直しや総額表示の義務付けなどが行われたのに伴い、制度改正の円滑化のために適切な対応ができるよう説明会を開催したもの。

なお、本会では消費税に関する相談を受け付けております。(詳細は次ページ参照)

現在、全国で約三千七百名(千葉県で八十名)の組合士が登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工組合中央金庫等それぞれの分野において活躍している。

十月一日から次のように改正されました。

◆試験科目

「組合制度」「組合運営」「組合会計」の三科目。一部の科目について合格した場合は、その後三年間はその科目の受験が免除されます。

また、受験のためのテキストもありますのでご活用ください。

◆試験日

十二月の第一日曜日(今年は十二月五日)

◆試験地

東京

◆受験料

五千円(一部科目免除者は三千円)

中退共制度のご案内

【中退共制度の特色】

▼国の制度なので安全・確実・有利です。▼適格退職年金制度からの移行先となつております。▼掛金の一部を国が助成します。▼掛け金は税法上、全額非課税になります。▼掛け金は預金口座から振替えます。退職金は直接退職者に支払いますので、管理が簡単です。

◆お問い合わせ先

十月中旬(金)締切

*申し込み等詳細については

本会組織振興部まで

TEL 043-242-3277

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者及び、その使用者に適用される千葉県の地域別最低賃金が

十月一日から次のように改正されました。

時間額	678円
詳細	(従来は677円)

独立行政法人労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL 03-3436-0151

簡易課税制度の適用上限の引き下げ

年間の課税売上高

2億円 ⇒ 5,000万円

これまで、課税事業者が納付する消費税を計算する際に選択できる「簡易課税制度」は基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者に限り適用可能でしたが、改正後はこの基準が5,000万円以下となり、これを超える事業者はすべて本則課税による計算を行い納付する消費税を算定することになります。

【適用開始時期】

平成16年4月1日以後開始の課税期間より適用されます。

* 簡易課税制度とは

～納める消費税の計算方法～

①原則的な計算方法

「納付する税額」

= 課税売上に係る消費税等 - 課税仕入に係る消費税等

②簡易課税制度による方法

「納付する税額」

= 課税売上に係る消費税等 - (課税売上に係る消費税等 × みなし仕入率)

したがって、実際に支払った仕入等に係る消費税の額にかかわらず、課税売上高だけから納付すべき消費税を計算することができる。

【業種別みなし仕入率】

卸 売	小 売	製造等	サービス	その他
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービスには、サービス業、運輸・通信業、不動産業が該当します。

【留意点】

(1) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下で簡易課税制度を選択しようとする事業者は、その課税期間の開始日の前日までに所轄税務署宛に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

ただし、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において免税事業者であった者、もしくは新たに事業を開始した事業者が簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に、この「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで簡易課税制度の適用を受けることができます。

(2) 簡易課税制度の適用を受けない場合は、課税仕入に係る税額を控除するための要件として、課税仕入等の事実を記録した「帳簿」と、その事実を証する「請求書等の証憑書類」のいずれもの保存が義務づけられています。

消費税に係る税務相談

中央会では消費税に係る税務相談を無料で行っております。

相談日 每月10日（土日祝祭日の場合は翌営業日）事前の予約が必要です。

場 所 本会事務所

相談員 公認会計士 高木清先生

* また、相談日以外の相談、相談員の派遣についても応じております。

予約申込みは

本会業務推進部まで 担当：田川
TEL.043-242-3277

消費税に係る 税務相談を無料で 相談できます!!

本誌でも何度もお知らせしたように、平成15年度の税制改正により、①事業者免税点の引き下げ、②簡易課税制度の適用上限の引き下げ、③総額表示の義務付け、④中間申告の申告・納付回数の見直し等が行われました。

ここでは、「免税点の引き下げ」と、「簡易課税制度の適用上限の引き下げ」についてお知らせし、あわせて「消費税に係る税務相談」についてご案内いたします。

事業者免税点の引き下げ

年間の課税売上高

3,000万円 ⇒ 1,000万円

これまで、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されていました。

改正後はこの免税点が1,000万円とされ、基準期間の課税売上高がこれを超える事業者は消費税の課税事業者になります。

【適用開始時期】

平成16年4月1日以降開始の課税期間より適用されます

- ・個人事業者は平成17年分から
- ・法人事業者は平成16年4月以後開始の事業年度より

3月決算法人は17年3月決算より適用

(1) 事業者免税点制度

小規模な事業者の事務負担に配慮し事務の

簡素化を図るために設けられた特例措置で、この水準は消費税の創設以来据え置かれていたが、益税批判もあり、今回初めて改正された。この改正により消費者が負担した消費税が課税事業者を通じて確実に納付される仕組みが整備された。

(2) 課税売上

消費税が課税される取引の売上金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）と輸出取引等の免税売上金額の合計額から、これらの売上に係る売上返品、売上値引や売上割戻等に係る金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の合計額を控除した残額をいう。

この場合、基準期間が免税事業者であった場合には、課税売上から除くべき消費税額及び地方消費税額はないことに留意が必要。

なお、課税売上には、棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料などのほか、機械の賃貸収入や棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

(3) 基準期間

個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。したがって3月決算法人の平成16年度（平成16年4月1日～17年3月31日）の基準期間は平成14年度（平成14年4月1日～15年3月31日）となります。

理事会

理事会の性格と権限

理事会は、理事によつて構成される必要合議機関であり、定款の定めをもつしても、これを廃止することはできない。

また、理事会は、一定の手続きを経て開催してはじめて成立し、会議の終了と同時に消滅するものであり、常置機関ではない。

理事会は組合の業務の執行を決定する権限を有するが、決定した事項の執行は、理事会において選任された代表理事が行う。理事は理事会の構成員となつて、主として理事会の決議を通じてのみ理事としての職務を遂行する。

理事会で審議される事項は、法または定款で定めるもののほか、総会の決議した事項の個々具体的な業務遂行に関する一切の事項である。

理事会の開き方

■理事会の開催

理事会は、理事長が必要と認め

た場合に開催するのが一般的であるが、毎月とか四半期に一回とか定期的に開催している組合もある。

開催度数について標準的なもの

はないが、組合事業の状況を理事が十分認識でき、組合業務の意思決定を行うに際して間違いのないよう情報の伝達が行える度数が目安となる。

したがつて、協業組合のように経済活動を活発に行なう組合など、一般に事業活動が活発な組合では、比較的多く開催する必要がある。

■招集

理事会は、各理事が招集することができることになっているが、理事会において招集権者を定めたときは、その者が召集者となる場合が多い。

また、招集者を定めている場合であつても、他の理事は、議題を記載した書面を招集者に提出して、理事会の招集を請求することができる。なお、招集を請求した日から五日以内に招集者が招集通知を発しない場合、あるいは招集通知を発しても理事会の会日が請求の日から二週間以内の日でない場合には、請求をした理事が自ら

理事会を招集することができる。

理事会の招集は、会日の一週間前までに通知を発してするものと

されている。しかし、総会と異なる

り、定款において招集期間を短縮して差し支えない。また、理事全員の同意があるときは、この招集手続きを経ないで理事会を開くことができる。

ふつう理事会の招集に書面をもつて通知することとしているが、これは必ずしも書面によらず口頭でも差し支えなく、また、議案の内容をあらかじめ示すことをとくに要しないが、理事会における書面議決を認める組合においては、当然議案およびその内容は通じなければならない。

理事会の招集にあたつては、退任した者に対する理事会の招集を行なうかどうかという問題がある。役員を任期満了または辞任により退任した者は、その退任により定款に定めた役員の定数（何人以上

何人以内と定めている場合はその下限）を欠いた場合には、後任者が就任するまで残任義務を有す

る。この残任義務は、理事の委任

関係を全面的に消滅させるもので

ないから、残任義務者に対するは、

理事会の招集は当然発せられなければならないこととされている。

■出欠

理事会は、理事の過半数（理事の定数の過半数ではない。）の出席がなければ成立しない。

理事にとつては、理事会への出席は組合に対する重要な職務遂行の機会があるので、できるだけ多

数が出席するような努力が、組合および理事両者にとって必要であ

る。そのため各理事の出席を得や

くするように、定期的に理事会開催日を定めておくことも一つの方法であろう。

理事が万一一やむを得ず欠席するような場合には、欠席の連絡をしてもらうのが適当である。また、

理事会における書面決議が認められている組合においては、理事は出席できないときには、書面によ

り議案の賛否の意思表示をしておくことが適当である。この書面により議決権行使した場合には、出席者とされる。

■議案

理事会の議決事項として考えられる主なものは次のとおり。

- ①代表理事の選任、②組合員の加入の承認（協業組合は総会附議事

項)、③持分の譲渡(②に同じ)、
 ④出資口数の減少の承認、⑤持分
 払い戻しの停止、⑥理事の自己契
 約の承認、⑦総会または総代会の
 招集の決定、⑧総会または総代会
 の提出議案の決定、⑨総会または
 総代会において決定した事業の執
 行および執行細目の決定、⑩顧問、
 相談役等の委嘱、⑪参事、会計主
 任の選任および解任。

■議長・議事・議決

理事会の議長は、代表理事があ
 るのが普通であるが、理事の互
 選によって議長を選任することも
 できる。この議長は総会の議長と
 异なり議決に参加できるが、可否
 同数の場合は議長に決定権はな
 く、否決となる。

理事会は、理事の過半数が出席
 し、あらかじめ提出された議案に
 対し各理事がその賛否を表明し、
 その議決権の過半数をもつて決す
 る。これは、総会の普通議決に定
 足数の定めがないのに比して大い
 に異なるものである。この定めは、
 定数の規定をもつてしても変更す
 ることはできない。

なお、定足数を満たしている否
 かは、各議案について議決すると
 きの状態で判断することになる。

理事は、書面によつて理事会の
 議決に加わることができる。ただ
 し、この書面議決は、定款に規定
 していなければできないことに
 なっている。書面議決にあたって
 は、あらかじめ組合員に議案とそ
 の検討に必要な資料および書面議
 決書を添付して通知することが必
 要である。この書面議決書は、理
 事会の当日までに組合に到達する
 ことが必要であり、事後において
 は効力を有しないので、組合はあ
 らかじめ到達すべき日時を指定す
 ることが必要である。

なお、定款の定めるところによ
 り、理事は、書面によるほか、電
 磁的方法によつても議決に加わる
 ことができる。

あらかじめ議案を通知した場合
 において、通知した事項以外の事
 項についても議決でくるかどうか
 が問題となるが、理事の全員が出
 席していかなければ議決できないと
 する考え方がある。この定めは、
 他の事項については、書面議決
 者あるいは欠席者に議決権行使の
 機会を与えないことになり、結局
 招集通知がなかつたのと同じ結果
 となると考えられるからである。

ここで考えなければならないのは
 は、理事の代理が認められるかど
 うか、組合の特別利害関係人となつ
 た理事の議決参加が認められるか
 どうかである。前者については、理
 事は個人の能力、経験その他によつ
 て選任されているものであるから、
 代理人をもつて議決に加わること
 はできないと解されている。

また、後者については、ある議
 案に関して特別利害関係人となつ
 た理事は、その議案については議
 決に加わることはできないことに
 なっている。たとえば、理事と組
 合との契約を承認する理事会にお
 ける当事者たる理事や、代表理事
 を解任する理事会における当該代
 表理事などである。

ここでもう一つ重要な問題は、議
 事録の記載項目である。この議事
 録の体裁は、総会のものに準じて作成されるのが好ましい。また、字句の訂正なども、必ず出席理事全員の印鑑を押印して
 確認しておくことが必要である。

なお、一般的な議事録の記載項
 目は、以下のようになっている。
 ①招集年月日、②開催日時および
 場所、③出席した理事の氏名、④
 欠席した理事の氏名、⑤それぞれ
 の議事の経過の要領および可否の
 別ならびに賛否の議決件数および
 賛否の理事の氏名

理事会の議事録

理事会の議事録は、理事の責任
 を明らかにする記録となるので、
 明確かつ充実に記載する必要があ
 る。

議事録は、その名のとおり議事
 の記録であるから、議決された内
 容だけを記載するのでは足りず、
 提案、討議の内容、議決の方法お
 よびその結果を記載する必要があ
 る。とくに賛否の別は、氏名を記

載しておくことが大切である。

議事録の末尾には、出席した理事
 全員が署名（記名捺印）すること
 を要する。

この議事録の記載項目は、以下
 のとおりである。
 ①招集年月日、②開催日時および
 場所、③出席した理事の氏名、④
 欠席した理事の氏名、⑤それぞれ
 の議事の経過の要領および可否の
 別ならびに賛否の議決件数および
 賛否の理事の氏名

理事会終了後の事務

理事会はその議事録を十年間主
 たる事務所に、その謄本を五年間從
 たる事務所に備え置かなければな
 らない。

また、欠席した理事には、当日
 の資料と、審議した議事の結果を
 通知することも必要だろう。
 さらに、重要事項については、組
 合の会報などで、組合員全員に
 周知することも忘れないようにな
 たいものだ。

コンサルタントの三

「スポーツいろいろ 経済学」

見る・楽しむ・投資するスポーツ

アテネ五輪―日本の活躍

今年のオリンピックは、一九八四年のロサンゼルス大会以上のメダルラッシュに沸いた。アテネと日本では深夜二時から決勝種目が行われたので、夏の暑さと相まって寝不足が続く日々であった。



第一回オリンピックのアテネ大會は今から一〇〇年以上前の一八九六年に開催された。記念すべき第一次に参加したのは一四ヶ国。古代オリンピックと同じように「女人禁制」の大会であつた。今回の日本女子選手の活躍をみると時代もずいぶん変わったものだと思えてくる。

オリンピックやスポーツも楽しい祭典として眺めている分には問題がないが、経済効果や投資効率という面でとらえてみると生々しくなってくる。

開幕翌日の柔道四八kg級。金メダル第一号への期待をものともせぬちやんが、その期待をものともせぬに二大会連続の金メダルを獲得した。「田村でも金メダル、谷でも金メダル」という名セリフを実現したのである。「日本一になりたければ日本一の練習を。世界一になりたければ世界一の練習を」と言い聞かせて励んできた努力が実を結んだと

いえる。谷選手の所属するトヨタでは、ヤワラちゃんだけの練習相手を日本から数名連れてきて、そのホテル代や滞在費を負担したといふし、応援団の経費を含めるとそれだけで数千万円を下らないと言われている。

野口みづき―勝負の分かれ目

五輪史上もつとも過酷なコースと言られているアテネのマラソンコース。上り坂が延々と続く二五km

の地点で、スーと野口選手が飛び出していった。小柄な野口選手の飛び跳ねるような大きなフォームは口スも大きく「三〇km以降の下り坂では不利」と言っていた。タイムだけを比較すれば二時間一五分二十五秒の世界最高記録をもつ英国のラドクリフに打ち勝つことは難しい。

野口の頭の中には、あのシドニー五輪で金メダルを決めた高橋尚子の影があつたのかもしれない。高橋選

手があるのとき三五kmで勝負に出たのと同じように、自ら仕掛けて上り坂の続く内にリードを広げようとする大きな賭けにでた。端かられば大バクチのように見える動きも、それがで数千万円を下らないと国は昆明で一ヶ月に一三五〇kmも走った練習量がものをいつて高橋尚子という影から決別できたのである。「走った距離は自分を裏切らない」と勝利後に語った姿に清々しさを感じた。



選手も企業もメダル効果

五輪ニッポンの経済効果は金メダル一六個と日本人選手の予想以上の活躍に湧いた。多額の協賛金をだした企業、金メダル選手の所属先、用具提供の企業などもイメージアップにつながったようである。

■ゴールに飛び込んだ後、勝利を呼んだシューーズにキスをした野口選手の姿。それをテレビでみて、メーカーのアシックスに問い合わせが殺到したという。大理石が混じるアテネのコースを考慮して滑りにくく軽くて、しかも放熱性を高めることが工夫を凝らしたモノづくりであつた。

■水泳の北島康介選手、ハンマー投げの室伏広治選手と栄養補助食品



「アミノバイタル」のアドバイザー契約を結んだ味の素。両選手が金メダルを獲得し、販売の追い風になっている。

■四一歳の中年の星、山本博選手が銀メダルを獲得したアーチエリー。アサヒ弓具工業に問い合わせが相次いでいる。

■体操団体総合で二八年ぶりの金メダルを得た鹿島丈博・富田洋之両選手の所属するセントラルスポーツでは一〇%以上の入会増を達成した。

中国の経済発展とスポーツ振興

今回の五輪で中国の活躍もめざましい。金メダル三二個と米国の三五個に迫る勢いであった。急速な経済発展を背景に、国家総体育総局には二〇〇八年北京五輪までに少なくとも約一六六億元（一元は一三円）が投入されるとみられており、その巨額の費用が実を結んでいる形である。同局幹部は「目標は北京五輪で金メダルを増やすことが全て」と話している。金メダルの確保は中國にしてみれば、国威の高揚でもある。また、沿海部に比べ発展の遅れた西部農村部の「不満のガス抜き」の一環との見方もある。

■水泳の北島康介選手、ハンマー投げの室伏広治選手と栄養補助食品

金メダル獲得ベスト3と中国・日本の成績

	1位	2位	3位	中国	日本
ロサンゼルス 1984年	米国 83	ルーマニア 20	西独 17	15	10
ソウル 1988年	ソ連 55	東独 37	米国 36	5	4
バルセロナ 1992年	EUN 45	ソ連 37	ドイツ 33	16	3
アトランタ 1996年	米国 44	ロシア 26	ドイツ 20	16	3
シドニー 2000年	米国 40	ロシア 32	中国 28	←	5
アテネ 2004年	米国 35	洲極 32	ロシア 27	←	16

スポーツ投資を見極める

松下電器産業は、日本唯一の五輪公式国際スポンサーとして、六〇億円以上の額を投資した。その背景には、韓国サムスン電子に遅れをとらない戦略といえる。

一方、読売巨人軍・渡辺恒雄オーナーの辞任で再編の行方に不透明感が増しているプロ野球界。その代表であるプロ選手だけで編成された日本チームは、金メダルを期待されながら三位に甘んじてしまった。

「プロ野球はビジネス」であり、少なくとも黒字を出して継続できるほど近代的であり、スポーツ用品のナイキやボーダーフォンとの巨額の

株価も上がる仕組みだ。

マンUの場合、チーム経営も驚くほど近代的であり、スポーツ用品のスポーツサーキットを締結している。その一方で高額年俸のベッカム選手を手放すなど、人件費の削減にも乘りだし、売上高人件費比率四八%とリーグ最低水準を確保しているの



商工組合中央金庫の独自貸付制度一覧表

貸付制度名	貸付対象及び資金使途	貸付条件		
		主な利率	貸付期間(()は据置)	貸付制度
異業種交流促進特別貸付	「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に規定する認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行うもの (中小企業協同組合等) 設備資金、長期運転資金	長期プライムレートを下回る水準	設備20年(3年)以内 運転10年(3年)以内	商工中金所定の限度内で個々に決定 ただし、長期プライムレートを下回る利率適用の限度は、3億5,000万円(うち運転2億円)
金融環境変化対応資金担保免除特例制度	金融機関との取引状況の変化により、一時に資金繰りに困難をきたしており、担保力の不足するもの (債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合に対象となる) 長期運転資金、短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	運転5年(6ヶ月)以内	5,000万円
セーフティネット貸付短期貸出制度	セーフティネット貸付の対象となるもの 短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	運転1年未満	セーフティネット貸付の各資金と合算で同資金の限度内
事業再生支援貸付				
事業再生緊急支援資金	法的再建手続開始決定から認定決定までの再生事業者で、かつ手続申立時点で商工中金と貸出取引のあるもの (再生事業者とは民事再生法、会社更生法、商法上の会社整理の手続きを開始したものをいう。以下同じ。) 短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	運転1年未満	商工中金所定の限度内で個々に決定
事業再生安定化支援資金	①法的再建手続の認可決定を受けたもの(手続終了まで) ②私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立したもの 設備資金、長期運転資金、短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内	商工中金所定の限度内で個々に決定
事業再生促進支援資金	「再生事業者」等から、営業譲渡等により事業を承継するもの 設備資金	商工中金所定の利率とし、個々に決定	設備15年(2年)以内	商工中金所定の限度内で個々に決定
起業挑戦支援無担保無保証貸出制度	新規性の認められる事業を行う創業7年以内(原則)のものであって、商工中金の新事業審査委員会で、当該事業につき新規性が認められたもの (債務超過でないこと、事業化の見込みがある等の場合に対象となる) 設備資金、長期運転資金、短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	設備5年(6ヶ月)以内 運転5年(6ヶ月)以内	3,000万円
経済再生改革対応緊急貸出制度	業況が低調等であるため経営改善に向け真摯な取組みを行うが、取引金融機関より、貸し済り・貸し剥がしの取り扱いを受け、資金繰りに困難をきたしているもの (債務超過でないこと、延滞していないこと、業況改善が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合に対象となる) 長期運転資金、短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	運転5年(6ヶ月)以内	1億円 ただし、金融環境変化対応資金担保免除特例制度との合算による限度
企業再建支援貸出制度	過剰債務を抱えているものの、自らのリストラ努力により再建を図ろうとするもので、申込時点での商工中金と貸出取引のあるもの、または中小企業再生支援協議会等の関与の下で事業の再生を行うものであって、同協議会等より金融支援が必要であると認められたもののうち、自助努力により企業再建が見込まれるもの 長期運転資金、短期運転資金(含む手形割引)	商工中金所定の利率とし、個々に決定	設備15年(2年)以内 運転10年(2年)以内	商工中金所定の限度内で個々に決定

商工中金の融資制度

組合と組合員への資金供給

商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）は、商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合そのほか主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的に昭和11年に設立された。

商工中金の資本金は、政府出資金と所属資格のある団体の出資金から成り立っている。出資金のほか預金の受入れ、債権の発行及び政府からの財政資金の受け入れなどによって貸出し資金を賄っている。平成16年3月末現在の資本金は5,143億円（うち政府出資は4,054億円78.8%）。

1. 貸付の対象

商工中金に所属資格のある団体のうち、実際に出資した団体（組合）とその構成員（組合員）及び商工中金の従たる業務としての一定の要件に該当する者に対する貸付に限られる。業種による制限は特にないが、いわゆる貸金業者は融資対象外。また、遊興娯楽的事業にも原則として融資しない。

2. 貸出の種類及び資金の用途

貸出には証書貸付、手形割引、手形貸付及び当座貸越のほか商工債権等又は預金を担保とする貸付があり、資金用途は、設備資金及び運転資金。この場合、組合員の必要とする資金は、原則として組合を通ずる転貸貸出の方法を探るが、組合の同意がある場合は、直接組合員を対象とする貸出も取り扱っている。

3. 貸付の条件

- ①貸付限度：原則として、組合200億円、組合員20億円
- ②貸付利率：貸付対象の組合・組合員の別及び貸付期間等により異なる。
- ③貸付期間：原則として長期運転資金については10年以内、設備資金については15年以内。
- ④担保・保証人：必要に応じて徵求。

4. 貸付方法

商工中金から借入を行う者は、商工中金の所属組合又はその組合員等であることが前提。申込みは、商工中金の本・支店の窓口又は貸付業務を委託している信用組合等の窓口で受け付けている。

申込書類に基づき調査（書面審査と実地調査）を行い、その結果適当と認められた場合、貸付が決定される。

5. 商工組合中央金庫法

- ①概要：商工中金の根拠法であり、その目的、役員、業務、商工債券、会計、監督等について定めている法律。
- ②貸付の仕組み：商工中金の貸付には一般貸付と特別貸付等があり、一般貸付には商工中金の本・支店で直接行う直接貸付と信用組合等に委託して行う代理貸付があり、このうち直接貸付には、所属団体に対する貸付とその構成員に対する貸付がある。

6. 商工中金の特別貸付制度

- ①災害普及貸付
- ②経営革新等に取り組む企業を支援する貸付
 - i 経営革新資金、ii IT活用促進資金、iii 海外展開資金、iv 事業展開支援資金
- ③新事業育成貸付
- ④返済資金緊急特別貸付
- ⑤セーフティネット貸付
 - i 経営支援資金、ii 運転資金円滑化資金、iii 金融環境変化対応資金、iv 倒産対策資金

7. 商工中金の独自貸付制度

各種施策に基づいた独自の貸付制度
前頁参照 ⇒

■貸付条件等の詳細については

商工中金千葉支店 TEL.043-248-2345
商工中金松戸支店 TEL.047-365-4111

売掛債権担保融資保証制度のご案内

中小企業者が、売掛債権を金融機関と信用保証協会に譲渡し、金融機関がそれを担保として行う融資に対し、信用保証協会が保証する制度で、不動産担保によらない新たな資金調達方法として、国が積極的に普及を図っている。

■担保となる売掛債権

国内の事業者や官公庁に対する売掛債権が対象。具体的には次の6種類。

なお、ここで言う事業者は、学校法人や宗教法人など組織の形態にかかわらず対象となる。それに対し、建設業者がサラリーマン等の事業者でないものから請け負った場合は、対象にはならない。

売掛金

割賦販売金（対信販会社）

運送料

診療報酬（介護給付金）

工事請負代金

その他の報酬債権

(注1) 1社が数種類の債権を所有している場合、保証条件は債権の種類ごとに異なる。

(注2) 次の債権は対象にはならない。
 ①譲渡が禁止されている売掛債権、②回収が遅延している
 売掛債権、③不動産賃料債権や入居保証金債権、④資金調達のために既に他の制度の担保
 になっている債権

(注3) 売掛先は原則2社以上だが、官公庁や上場有配先など、金融機関または信用保証協会が信用
 力を認めた場合は1社でも可能。

■制度内容

- ・保証金額：保証限度額1億円。（保証割合90%につき　 $借入限度額は1億1千万円$ 　）
- ・保証形式：①売掛債権を担保とした手形貸付根保証
 ②売掛債権を担保とした手形貸付個別保証
- ・保証期間：①根保証は1年（更新可）
 ②個別保証は未発生債権の場合最大1年（それ以外は6ヶ月以内を目途）
- ・連帯保証人：法人の場合、代表者。個人での申込みの場合保証人は不要。
- ・信用保証料：保証金額（借入金額の90%）に対し年0.85%

■利用の手続き等詳細については、現在取引のある金融機関あるいは下記へ

千葉県信用保証協会　TEL.043-247-0716
 東葛飾支所　 TEL.047-365-6007

千葉食鶏処理加工協同組合

代表理事 山岸 要



るラインが必要で、また、処理場内の消毒や温度管理設備などにも多額の設備投資が必要となる。

そこで、平成二年に処理業者八社が集まって、共同処理工場を建設するために組合が設立された。

ここは当時、厚生省の模範的な工場として検査マニュアルなどにも紹介された最新鋭の工場で、年間二百四十万羽の処理能力を有し、組合員の要請に応えて今日まで順調に発展してきた。



GPセンター

【山岸理事長の横顔】

千葉食鶏処理加工協同組合の理事長山岸要氏は養鶏と鶏卵販売業の株山岸要商店、食肉処理業を営む房総食品(株)等を経営している。さらに、大網白里ショッピングセンター協同組合の理事長、千葉県共同店舗協議会の理事、本会の情報連絡員等を努めている。

山岸さんはお父様を十三歳のとき亡くされ、戦後お母さんが守っていた養鶏業を引き継いで今日に至っている。卵は価格の優等生といわれているが、飼料代等が高騰するなかで、価格が安定しているのは飼養規模の拡大と合理化で生じている。

記者が訪問したのは8月の下旬でしたが、9月11日に、山岸要商店のGPセンターから出火、鶏15万羽が焼死、卵28万個が焼失しました。



組合施設

産性の向上を図っているためだ。山岸さんは夜が明けると同時に、家の周りは勿論、事務所、養鶏場などの周辺を掃除しながら回り、施錠を開けるのが日課。これでたっぷり三時間はかかるそうだ。趣味は仕事とおっしゃる。大網白里商工会やライオンズクラブの会長をしていたときには、お付き合いでゴルフをしたこともあるそうだが今はやめて事業一筋の生活。ご家族は奥様と伴さんご夫婦、お孫さん二人の六人。

昭和三年生まれ。大網白里出身。

このに対応するためには鶏そのものにできるだけ手を触れずに、内臓もロボット等の機械で処理す

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向 &トピックス・八月

■パン製造 【県内全域】 猛暑のため食パンは減少傾向で、逆に菓子パンの好調が続いている。全体としては、大手企業が横ばい、中小企業がマイナスとなつた。

■製麺業 【県内全域】 昨年までは県営ブルーへ麺を納入していたが本年は無く、その分売上げが減少した。

■製材業 【県内全域】 上半期の県内新設住宅着工戸数は、四年ぶりに増加に転じたものの、これは分譲マンションの増加のためで、木造もやえてはいるものの、木造率では五・七百下落した。原本については伐採過期でないことからやや不足気味。製品については、上級品中心に商いは活発であるがいずれも価格に反映するほどではない。

■生コン製造 【県内全域】 前年と比べると大幅な落ち込みで厳しい。景気が好くなつたと聞かれるが、業界に変化は無い。

■生コン製造 【松戸他】 東京、千葉、埼玉、神奈川の十一生コン協組では、今年度の出荷が前年を上回るという見通しが、かつた。

■電気鍍金 【県内全域】 八月は夏休みのため例年売上高が落ちるが、今年は好調であった。

■機械金属 【四街道】 売上が増加傾向にある業種もあるが、総体的には減少しており不安が残る状態である。

■機械金属製造他異業種 【流山】 前月比では、減少傾向であった。前年同月比では、増加傾向になり状況は改善しつつある。

■鉄鋼業 【千葉】 機械・部品加工、建設関連等受注状況順調。ただし、原材料高の分を売上げに転嫁できない面もあり、採算的には今ひとつというところか。加工関連の技術者不足が出てきている。

■土砂採取業 【県内全域】 骨材需要の激減から販売の低水準が恒常的となり、雇用の確保が

■窯業・土石 【鎌ヶ谷他】 猛暑の関係から回収量は減少し、メーカーについても夏季減産という状況により需給ともに縮小となっている。輸出については、堅調に伸びているが、価格は頭打ち。国内外ともに市況は低迷している。船橋市の資源組合が地元警察と連携し、「市内全域防犯ネットワーク」を始めた。

■建築材料卸売 【県内全域】 前年の低水準が定着、数量、価格とも低下を続けていて、回復の目途無し。経営は何とか維持しているが、先行き不安は募るばかり。裾野の広い建設関連がこのようには、景気回復が本物とは思えない。

■自動車解体業 【県内全域】 しばらくは強含みの推移が続くと見られていた鉄スクラップ市況が、益明け以降早くも下がり始めた。背景には電炉メーカーのスマートアップ在庫が潤沢なことと、各

■中古車仕入・販売 【県内全域】 猛暑や台風といった天候不順に加え、アテネオリンピックへの関心等、拡販をしかけるにはあまりにも好ましくない要因が続出した。景気の低迷により消費が落ち込んでいる。旅館業、保養所関係も同様な状況である。

■小売・サービス 【勝浦】 一二、八月は地元密着型の零細商業者にとって厳しい月であった。

■小売・サービス 【習志野】 全体的には、暑い夏を生かしきれなかつた。特にファッショングループが今一つであった。

■旅館業 【千葉】 少しずつよくなつてきている。

■建設機械 【県内全域】 受注価格は厳しい状況が続いているうえに、燃料費の高騰が収益に影響が出ている。

■新車販売 新車販売が若干好転しているものの、廃車の発生は相変わらず低調停滞しているため低価格での受注者が見受けられる。

■小売業 【柏】 暑い夏となり、見切りの夏物衣料品はよく売れたが、後半、商品の変わった秋物が売れていない。

■電気機器小売 【県内全域】 オリンピック効果を受けデジタル関連、特に薄型テレビ、DVDが好調。また、猛暑の影響でエアコンも好調だった。

■その他の小売 【勝浦】 薄型テレビの価格競争が激化している。

■乾燥機、米送機は堅調、盆前は好天高温が続き、冬物の種まきができず、来年の野菜が心配。

■農業機械販売整備 【県内全域】 米の作況が三年ぶりに豊作型となり、米価が下がり、秋の当用期の主力商品、特にコンバインの荷動きが悪い。

■建設機械 【県内全域】 お盆の曜日巡りが悪かつた為、中旬以降の売上は伸びなかつた。

「高齢者継続雇用制度」

導入のお手伝いをいたします

★高齢化社会を迎え、厚生年金の支給開始年齢の引き上げや、団塊の世代の定年に伴う労働力不足が懸念されております。

★こうした中「高齢者雇用安定法改正案」が今年の六月五日に成立。平成十八年四月からの施行が予定されています。

★そうしますと、企業は従業員の六十五歳までの継続雇用の確保が義務付けられることになります。

★本会では、厚生労働省の委託を受け、①セミナー等の開催、②個別企業に対する相談・支援(就業規則・賃金規程などの見直し、助成金のご案内等)、③高齢者継続雇用に関する実態調査、④高齢者継続雇用に関する制度導入資料の作成・配布の事業を実施します。

★六十五歳までの継続雇用制度のご相談下さい。

連携支援部
六十五歳継続雇用達成推進員
佐々木明
TEL 043-242-3277

皆で参加しよう 千葉県中小企業総決起大会

第十一回

「千葉元気印企業大賞」募集開始

中小企業実態基本調査

十月二十五日(月)午後二時
ば・る・るプラザ千葉

千葉県の活力溢れる中堅・中小

およびベンチャー企業を表彰する
「千葉元気印企業大賞」(主催・フ

ジサンケイ ビジネスアイ、共
催・千葉興業銀行)の第十回選考

対象企業を募集します。

【選考対象および表彰】

◆千葉元気印企業大賞・県知事賞
以下五賞の中から最優秀一社を

選定(副賞は五十万円)
◆優秀製品・サービス賞

開発後五年以内の消費財、生産
財およびソフト。サービス開始五

年以内の介護、メンテナンス、人
材育成などのサービス(以下、副
賞はいずれも二十万円)

◆優秀技術賞
特許や実用新案を取得するなど
第三者による評価が確立された技
術、製品

平成十七年一月上旬、フジサン
ケイ ビジネスアイ、産経新聞、
サンケイリビング新聞紙上

【発表】

平成十七年一月上旬、フジサン
ケイ ビジネスアイ、産経新聞、
サンケイリビング新聞紙上

【事務局】
フジサンケイ ビジネスアイ
(日本工業新聞社千葉支局)

〒二六〇-100-13
千葉市中央区中央四一七一三
TEL 043-227-0652
FAX 043-227-0652
E-mail:
funatogawa@chuokai-chiba.or.jp

的に行い成果上げている企業

◆地球環境貢献賞
環境問題に積極的に取り組んだ
製品、サービスで実績が評価され
た企業

◆地域貢献賞
地域や組合の情報がありました
ら、業務推進部までお寄せください
るようお願いいたします。

□表紙Cメモ【舞浜駅】

千葉県内に本社または事業所を
置く全企業(株式上場企業は除
く)。自薦、他薦による公募。

詳しく述べ事務局まで。
*応募部門については主催者が内
容を検討のうえ、他部門に振り替
える場合もあります。

当駅の海側はディズニーランドを
ま延長されたようなつくりで、
デッキはディズニーリゾートライ

ンのモノレール駅と接続している。
中心としたアーバンリゾート地帯
で年間一千万人以上の観光客が内
外から集まるところ。それに対し

て、北側は閑静な高級住宅街で、
京葉線の線路を挟んで全く趣の異
なる顔を見せている。

編 集 後 記

from the editor

地域や組合の情報がありました
ら、業務推進部までお寄せください
るようお願いいたします。
E-mail:
funatogawa@chuokai-chiba.or.jp